

議会運営委員会会議録

(令和4年3月18日)

愛南町議会

愛南町議会議会運営委員会会議録

本日の会議 令和4年3月18日(金)
招集場所 議員協議会室

出席委員

委員長	山下正敏	副委員長	鷹野正志
委員	嘉喜山茂	委員	石川秀夫
委員	金繁典子	委員	那須芳人

欠席委員

なし

出席委員外議員

議長	原田達也	副議長	佐々木史仁
----	------	-----	-------

傍聴委員外議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	本多幸雄	局長補佐	小松一恵
--------	------	------	------

説明のため出席した者

なし

本日の委員会に付した案件

- (1) 追加議案の概要説明とその取扱いについて
- (2) 議事進行について
- (3) その他

開会	8時30分
閉会	9時07分

○**鷹野副委員長** 皆さん、おはようございます。早朝より大変御苦労さまです。ただいまより本会議の議会運営委員会を開会いたします。

まず、委員長、挨拶をお願いいたします。

○**山下委員長** おはようございます。早朝よりの依頼をしたところ、全員の出席をいただきありがとうございます。今日は追加議案が出そうなので、そのことについて協議をさせていただきます。

それでは早速、協議に入ります。追加議案の概要説明とその取扱いについて、議会提案に関するもの、修正動議が出る予定です。

第22号議案、令和4年度愛南町一般会計当初予算に対する修正動議が提出予定です。修正動議が出た場合には、議事進行が複雑になり、混乱が予想されるため、議事進行の説明と質疑、討論等について事前協議をします。

では、事務局の説明を求めます。

本多事務局長。

○**本多事務局長** では、議会資料1、予算修正案が提出された場合の議事の流れを御覧ください。

まず、修正案の動議の提出の時期なんですけども、令和4年度の一般会計当初予算の質疑終了後、討論までの間に動議が提出される見込みです。その後、議長のほうが動議の内容について説明を求めまして、そして所定の賛成者の確認をいたします。この場合、出席議員の12分の1以上、いわゆる2名以上の発議者が必要ということになります。

なお、修正動議ということですので、これにつきましては原案と一緒に審議をされるということになりますので、一般的な動議のように議事日程の追加を諮る必要がないということに留意をしてください。

続いて、動議の内容、また予算修正案の内容を確認するために暫時休憩となります。

続いて、休憩中なんですけど、休憩中は議場にいただきます。そして、タブレット端末のほうに動議のほうを掲載すると同時に、予算の修正案ということですので、紙資料もお配りをいたします。そして、そこで発議者に提案理由の説明と修正案の内容の確認をさせていただきます。

その後なんですけど、私のほうから、この後の議事の流れということについて説明をさせていただきます。先ほども言いましたように、本会議に戻った際に、議事日程の追加を諮る必要がないということに留意をしてください。

本会議になりましたら、修正案の提案説明、そして質疑、討論、採決という流れになりますけども、その中に修正動議ということで、若干、通常の流れとは違うものがありますので説明をさせていただきます。

本会議に入りまして、提案理由の説明を行っていただきます。そして発議者はそのまま演壇で質疑を受けていただくこととなりますけども、この場合なんですけど、この場合の質疑なんですけども、発議者だけではなくて、執行部に対しての質疑も認められるということになりますので、御留意をお願いいたします。

ここでこの議運で諮っていただきたいところなんですけど、質疑なんですけども、通常予算のように、歳出歳入に分けて行うのか、修正案全般を通じて3回とするのかについて諮っていただきたいと思います。

続いて討論なんですけど、討論も順番がございまして、まず、原案賛成者について行います。続きまして、原案及び修正案反対者が行います。再び原案賛成者に戻りまして、最後に修正案賛成者という順番となりますので御留意をお願いいたします。

ここで、またこの議運の中で諮っていただきたい件なんですけど、議会会議規則に禁止の定めがないので、また先例もあるということなんですけど、発議者に討論へ参加させるかどうかについて諮っていただきたいと思います。

続いて採決なんですけど、採決につきましては、まず修正案を原案よりも先に採決をいたします。修正案の可否によって、その次に諮るものが違ってくるわけなんですけど、裏面を御覧ください。

修正案が可決の場合は、修正議決した部分を除く原案について諮ります。修正案否決の場合は、原案について諮ります。このようになりますので、御留意をお願いいたします。

以上です。

○**山下委員長** ただいま局長から説明がありました。まず最初に、質疑の回数ですよ、質疑の回数。もうこれは修正案全般を通じて質疑の回数3回ということですよ、よろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○**山下委員長** では、そうさせていただきます。

続きまして、今回、発議者の討論参加ということなんですけど、以前、もう十何年前か、こういう修正動議が出ました。そのときに修正動議の発議者も討論に加わっておりました。そういう事例がありますので、今回、どういたしましょうか。委員の意見をお聞きします。

嘉喜山委員。

○**嘉喜山委員** 原案についても、やはり討論する必要があると思いますので、この書かれているとおり許可でいいと思いますが、私は。

○**山下委員長** そしたら、発議者も許可することよろしいですか。討論。

石川委員。

○**石川委員** もう発議者自身が賛成なのは当たり前なので、わざわざ討論する必要があるのかなという。議事日程もあるんですけども、あまり煩雑にさしてもいけないのかなというふうには思いますけど。

○**山下委員長** それは、発議者が討論する場合で、討論しない場合もあるんで、やっぱりそれは決めておかないと、ここで。先ほど言いましたように、前例は、前例どおり踏襲せよということではないんですけど、前例は発議者も討論を認めておりました。そういうことで、一応説明ですそれは。

金繁委員。

○**金繁委員** 発議者の討論は、回数は1回ですよ。回数制限。

(発言する者あり)

○**金繁委員** 討論というかその、発議者が討論する先例があるということで、1回ですよ。煩雑になるということはないですよ。

○**山下委員長** 討論は1回です。

(発言する者あり)

○**山下委員長** 石川委員。

○**石川委員** その前に、討論の(1)なんですけど、原案の反対者が先に来るんじゃないかなと思うんですけど。

○**山下委員長** いやこれは、局長が説明したとおり、普通の討論とは進行の仕方が違うんで、再度、局長、説明を求めます。

本多事務局長。

○**本多事務局長** 討論ですね、交互の原則というのがあります、今回の場合なんですけども、修正動議ということですので、まず、その修正動議に対して反対の者が討論することになります。となりますと、原案賛成者ということになりますので、この順番でよろしいかと思えます。

以上です。

○**山下委員長** はい、分かりました。ほかに何かありませんか。

嘉喜山委員。

○**嘉喜山委員** 1の(3)動議の内容を確認するためとありますが、これは誰が確認するんでしょ

うか。

○山下委員長 本多事務局長、説明を求めます。

本多事務局長。

○本多事務局長 これは各議員が確認する時間を設けるために休憩を取るというふうに理解をしていただきたいと思います

以上です。

○山下委員長 よろしいですか。

石川委員。

○石川委員 その上の1番なんですけど、もう修正動議はできているんじゃないかと思うんですけど、わざわざ、あらかじめ出さない理由は何かあるんですか。

○山下委員長 本多事務局長。

○本多事務局長 これは先ほど説明しましたように、原案とともに並行して審査されますので、提出方法としては動議という形になります。

以上です。

○山下委員長 動議なので、それまでは出ないということですよ。

那須委員。

○那須委員 懲罰とかそういったのと同じ取扱いになると思うので、事前に議長にその動議の内容を提出すべきじゃないんですかね。文書で。

○山下委員長 今の那須委員の意見について。普通、懲罰なら前もって文書で提出するというところで、今回はそういう文書の提出っていうのは、ないんですよ。

本多事務局長。

○本多事務局長 修正案につきましては、事前に文書で、事前というか、文書で提案していただく必要があります。議長のほうには、文書ごと渡すようにいたします。

以上です。

○山下委員長 まだ出していないということで。預かっとするの。はい、事務局が預かっとするそうです。

ほかに何か。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 ちょっともう一遍確認なんですけど、この5番なんですけど、①③の原案賛成者というのは、原案には賛成だけど、修正案には反対という意味で捉えていいんですよ。

○山下委員長 そうだと思います。

本多事務局長、説明を求めます。

本多事務局長。

○本多事務局長 そのとおりだと思います。

○山下委員長 石川委員。

○石川委員 先にこれ、修正動議を採決してから、次に原案を採決するという流れですよ、大きい流れは。ということは修正案の討論と、原案の、ちょっと分らない。難しいなこれ。修正案をとにかく先に採決しますよね。ということは本来だったら修正案の討論を終わらせて採決に入ることが普通の流れだとは思いますが、これからしたら、この討論の仕方、ちょっと難しいんじゃないですか。ごちゃごちゃになると思いますよ。

○山下委員長 本多事務局長。

○本多事務局長 修正案につきましては、先ほども言いましたように、原案とともに並行して審議されますので、原案に対する討論につきましても、この1から4までの間にさせていただくということになります。

以上です。

○山下委員長 結局、最初に修正案に対する質疑、討論をやるということですよ。

本多事務局長。

○本多事務局長 この討論につきましては、原案についても、修正案についても行うということになります。

以上です。

○山下委員長 石川委員。

○石川委員 そういうことであれば、修正も原案も、質疑、討論を終わらした後に、先に修正案を採決するということですか。

○山下委員長 本多事務局長。

○本多事務局長 そのとおりです。

○山下委員長 そうです。

金繁委員。

○金繁委員 そしたら確認なんですけど、裏側の採決のところ、1と2に分けてあって、可決の場合は②修正議決した部分を除く原案を採決とあるんですが、2の部分は修正案否決の場合、原案採択とあるんですが、これも1の②と同じ、修正した部分を除く原案を採択ではないんですか。

(発言する者あり)

○山下委員長 普通の、原案を。結局これ修正案が否決された場合は、もう何もなかったことなんで、普通どおりの流れで採決するんで。けどやっぱり修正動議が出た場合は、修正動議を採決して、その可否によって、また、この書いとるとおり流れが変わるんで。あまりこう難しく考えんでええんやないですか。

石川委員。

○石川委員 修正案可決の場合、修正議決した部分を除く原案を採決するってということなんですけど、執行部のほうは修正できるんですかこれ、今日中に。

○山下委員長 本多事務局長。

○本多事務局長 本日中に修正することはできないので、原案の中から、今回出てきた修正案を除いた部分ということについて議決を行って、実際の予算書につきましては、議決後に執行部のほうがまた用意するということになると思います。

以上です。

○山下委員長 結局、動議で、修正部分だけは別に抜粋して渡すということで、もし、その、否決した場合は、それはないものとして、通常の予算書で。その代わり可決した場合は、その修正した、抜粋した部分ですよ、部分を含めて採決ですよ。

(発言する者あり)

○山下委員長 はい。

○那須委員 それは無理でしょ。歳出部分だけを修正しても駄目なので、歳入も、総額もやらんといけないので、そこだけ横線引いてゼロにするわけにはいきませんよ。それは歳入の部分も比べて、それは一体ですから、歳入の部分もマイナスしないといけないので、それできますか。

○山下委員長 その修正ですよ、修正の内容は、全部、歳入歳出、全て訂正しとるんでしょ。

本多事務局長。

○本多事務局長 修正案につきましては、歳入歳出、そして例えば起債とかありましたら、地方債についても修正したものが出てまいります。

以上です。

○山下委員長 全てするの。前日までに。

石川委員。

○石川委員 除くことで、それ予算をつくり直さずに、それ議決、本当にできるんですか。僕それ

が不思議なんやけども。

ただ単に除くだけで、そんな、予算をそんな形で議決するちゅうのは、僕は納得いかんのやけど。まあ、これはあくまで修正議決が可決して、原案を修正せないかんわけやから、修正した後の、その削除した部分を執行部として準備して、出してきて、それを議決するちゅうのが本来の流れだと思いますけど。そんな簡単に斜線引っ張って、ほんでこれで採決してくださいなんか、それはもう乱暴過ぎるんじゃないですか。

○山下委員長 那須委員。

○那須委員 私も石川委員の言うとおりで、悪い先例をつくるようになりますよ。あのね、修正案の審議をするためには、今の当初予算書と、修正した新たな修正の当初予算書と比べて議論をするべきなんですよ。それを、ただそこだけ斜線引っ張ってゼロにするためって、そんな乱暴なことは愛南町議会しちゃいけませんよ。修正するんならば、修正する案の予算書もつくり直して、それを突き合わせて議員は審議すべきですよ。そこだけというのはもう駄目ですよ。

○山下委員長 金繁委員。

○金繁委員 ほかの議会ではこのことはよくやられていると思って、前、10年前ですか、13年前……。

○山下委員長 ちょうどそれ私が議長のとときやったんですよ。そのとき、消防庁舎の件で修正動議が出ました。やっぱりそのときも、記憶なんですけど、斜線を引いて訂正したので、提出ではなかったのかと記憶にあるんですけど。

(発言する者あり)

○那須委員 そのときは初めての修正動議で、みんなもよく分からなかったと。で、執行部も議員も分からずに修正動議が可決されたけども、そのままらっと次の特別会計の予算説明をした。一般会計で否決されたんなら、当然、繰出金も否決されとるんで、特別会計は議論できないんやけども、議論が始まった。で僕止めたですよ、あのときに。おかしいじゃないかということ。

で、その前に出張とか議員の旅行とかは、それは先に決めたんですけども、それも、先に決めた議案も予算書で否決されたので、それも取消しということになって、やっと分かったんですけど。だから、そういうふうな簡単に斜線を引っ張ってゼロにするようなやり方は駄目ですよ。あれは、私は愛南町議会の汚点だと思いますよ。

○山下委員長 今、那須委員から意見が出ましたが、皆さんの御意見。

本多事務局長。

○本多事務局長 すみません、休憩をお願いします。

○山下委員長 暫時休憩いたします。

(休憩)

○山下委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。

ほかに御質問ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○山下委員長 ないようなので、事務局、説明は。

○本多事務局長 もうありません。

○山下委員長 それでは、慎重に、いろいろ間違いのないようによろしくをお願いします。

それでは議会運営委員会を終わります。

委員長